

岳南広域都市計画事業

第二東名IC周辺地区土地区画整理事業

大規模保留地

一般競争入札実施要領

<5街区1号地>

●実施要領配布期間

令和6年2月9日（金）～4月5日（金）

●入札参加申込受付期間（書留郵便による受付）

令和6年2月9日（金）～4月12日（金）

●入札書受付期間（書留郵便による受付）

令和6年5月7日（火）～5月20日（月）

●開札及び落札者決定日

令和6年5月23日（木）

令和6年2月

富士市 都市整備部 市街地整備課

【TEL：0545-55-2976】

【目次】

I	保留地売却物件と入札の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
	はじめに	
1	保留地売却物件の概要	
2	入札に関する日程と概要	
3	入札の公告（入札参加資格）	
4	実施要領の配布	
5	質疑の受付及び回答の公表	
6	入札参加の申込み	
7	入札参加資格の審査と審査結果（入札指定書）の通知	
8	入札書受付	
9	開札及び落札者の決定	
10	保留地売却決定の通知	
11	契約保証金の納付	
12	売買契約の締結等	
13	売買代金の残金の納付	
14	土地の引渡し等	
15	その他留意事項	
II	契約関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 14
1	売買契約に付す主な特約	
III	留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 15
1	関係法令等の遵守	
2	建設工事等	
3	個人情報	
4	その他	
	入札物件位置図・・・・・・・・・・・・・・・・	P 16
	物件調書、造成設計平面図・・・・・・・・	P 17
	書類様式等・・・・・・・・・・・・・・・・	P 22
	・入札参加申込書 ・委任状 ・誓約書 ・事業者概要書 ・土地利用計画書	
	・入札書 ・入札保証金提出書 ・口座振替申請書	

I 保留地売却物件と入札の流れ

はじめに

岳南広域都市計画事業第二東名IC周辺地区土地区画整理事業施行に関する条例（平成18年富士市条例第37号）第7条の規定及び富士市土地区画整理事業保留地処分に関する規則（昭和49年富士市規則第11号）第8条の規定により、岳南広域都市計画事業第二東名IC周辺地区土地区画整理事業区域内5街区1号地の保留地（以下「本物件」という。）について、本実施要領のとおり一般競争入札により売却します。

1. 保留地売却物件の概要

- (1) 売却物件は、下記に掲げる保留地です。物件の概要は「物件調書（17～21ページ）」のとおりです。ただし、物件調書は入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料であり、必ず入札参加者自身において、現地及び諸規制等についての調査及び確認を行ってください。

(岳南広域都市計画事業第二東名IC周辺地区土地区画整理事業区域内)

競争入札に付す 土地の位置		地積	予定価格 (最低売却価格)	入札保証金
街区番号	画地番号			
5	1	16,344.51㎡	762,000,000円	38,100,000円

- (2) 本物件は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）第96条第2項に規定する保留地であり、土地区画整理事業の事業費に充当するため、工事施工後、地権者の換地や公共施設の用地に定めなくて、富士市（施行者）がこれを留保する土地となります。
- (3) 保留地は、換地処分の公告（法第103条第4項）のあった日の翌日において富士市（施行者）が取得し（法第104条第11項）、登記（表示登記、所有権保存登記）を行った後、保留地売買契約の買受人に対して、所有権移転登記を行います（法第107条第2項）。
それまでの間、買受人が有する権利は、保留地を使用収益する権利及び換地処分の公告後の所有権の譲受権となります。
- (4) 換地処分による登記が完了するまでの間、保留地は不動産登記ができないことから、法及び土地区画整理法施行規則に規定する「保留地処分台帳」及び「保留地権利台帳」により富士市（施行者）が管理します。
- (5) 換地処分による地積の変更があったときは、その増減した面積に応じ、売買代金を地積で除した額を単価として計算した金額を、徴収又は還付します。
- (6) 保留地を取得してから買受人への所有権移転登記が完了するまでの間、買受人が本物件にかかる権利義務を第三者に譲渡、貸付及び抵当権その他の担保物件の設定等を行う場合は、富士市（施行者）に申告又は届出が必要となります。

【参考】第二東名 IC 周辺地区の位置と土地区画整理事業の概要

① 地区の位置

第二東名 IC 周辺地区は、新東名高速道路新富士インターチェンジに隣接し、西富士道路広見インターチェンジまで車で5分以内の交通至便の土地であり、物流拠点として良好な立地です。

② 事業の概要

- ・事業名称 岳南広域都市計画事業第二東名 IC 周辺地区土地区画整理事業
- ・施行者 富士市
- ・施行面積 44.95ha
- ・計画人口 約 270 人
- ・事業認可 平成 18 年 12 月 14 日

2. 入札に関する日程と概要

処分方法は、一般競争入札（郵送のみ）とします。入札の公告から本物件の引渡しまでの主な流れは以下のとおりです。なお、それぞれの項目の詳細については、当該ページを参照ください。

入札の公告（5ページ）

↓
令和6年2月9日（金）公告
富士市ウェブサイトにて2月9日に掲載します。広報ふじ3月5日号掲載。
※入札の参加資格を必ずご確認ください。

実施要領の配布（6ページ）

↓
期間：令和6年2月9日（金）～4月5日（金）（土・日曜日及び祝休日を除く）
場所：富士市役所 都市整備部 市街地整備課（市庁舎6階南側）
※富士市ウェブサイトからは、時間に関係なくダウンロードできます。

質疑の受付及び回答の公表（6ページ）

↓
質疑受付期間：令和6年2月9日（金）～4月8日（月）
質疑回答公表：令和6年4月10日（水）
質疑は、電子メールで受け付けます（様式は自由）。
メールアドレス to-shigaichi@div.city.fuji.shizuoka.jp
質疑及び回答は富士市ウェブサイトに掲載します。

入札参加の申込み【書留郵便による郵送】（7ページ）

↓
申込期間：令和6年2月9日（金）～4月12日（金）【必着】
書留郵便（簡易書留も可）による郵送にて受け付けます。入札参加申込書等の書類を以下まで郵送してください。
送付先：〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地
富士市役所 都市整備部 市街地整備課 インター周辺区画整理担当 宛
※封筒の外側に「入札参加申込書在中」と朱書きしてください。

入札参加資格の審査と審査結果（入札指定書）の通知（8ページ）

↓
入札の参加申込者に対し、富士市から以下の書類を郵送します。
・審査結果（入札指定書）の通知
・入札保証金の納入通知書兼領収書

入札書受付【書留郵便による郵送】（8、9、10ページ）

↓
受付期間：令和6年5月7日（火）～5月20日（月）【必着】
書留郵便（簡易書留も可）による郵送にて受け付けます。入札書等の書類を以下まで郵送してください。なお、入札書提出に際し、事前に入札保証金を富士市指定金融機関にて納付する必要があります。
送付先：〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地
富士市役所 都市整備部 市街地整備課 インター周辺区画整理担当 宛
※封筒の外側に「保留地入札書在中」と朱書きしてください。

開札及び落札者の決定（10 ページ）

↓ 開札日時：令和 6 年 5 月 23 日（木） 午前 10 時から

開札場所：富士市役所 5 階 第二会議室

入札者（又はその代理人）は、午前 9 時 30 分から午前 10 時までの間に開札場所までお越しください。

なお、入札者が開札時に開札会場に不在の場合は、富士市職員が代理で立会を行います。

※開札の結果は、富士市ウェブサイトにて公表します。

※落札者以外の入札保証金は後日還付します。

保留地売却決定の通知（11 ページ）

↓ 落札者に対して保留地売却決定通知書を郵送します。

契約保証金の納付と売買契約の締結等（11、12 ページ）

↓ 本物件の契約は令和 6 年 6 月を予定しています。ただし、契約保証金（落札額の 10/100 以上、入札保証金は契約保証金の一部に充当）の納付及び売買契約の締結時期につきましては、後日落札者と協議して決定とします。

売買代金の残金の納付（12 ページ）

↓ 買受人（落札者）は、売買契約を締結した日から起算して 20 日以内に、売買代金の残金（売買代金と契約保証金の差額）を納付しなければなりません。

本物件の引渡し（12 ページ）

富士市（施行者）が売買代金の完納を確認後遅滞なく行います。

本物件の引渡しは、令和 6 年 7 月上旬を予定しています。

3. 入札の公告

令和6年2月9日（金）に入札の公告を行います。なお、入札参加に際し、次に掲げるすべての資格を備えていなければなりません。

★入札参加資格

- (1) 本物件の土地利用計画において、引渡しの日から概ね3年以内の事業化を予定する者であること。
- (2) 土地利用計画において、本物件を一括利用する者であること。
- (3) 土地利用計画において、本物件に建築物を建築する予定のある者であること。
- (4) 操業にあたり、市内に在住する者の新規雇用を予定する者であること。
- (5) 本物件の建設工事において、市内業者が関わることを予定する者であること。
- (6) 富士市土地区画整理事業保留地処分に関する規則第9条各号の規定に該当しない者であること。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4規定に該当しない者であること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始及び破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産開始手続開始の申立てをしていないもの並びにこれらの申立てがなされていない者であること。
- (9) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。
 - ア. 役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役もしくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役もしくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものをいう。以下同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものをいう。以下同じ。）であると認められる者。
 - イ. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者。
 - ウ. 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者。
 - エ. 役員等が直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者。
 - オ. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業及び暴力団の事務所の用に供しようとする者。
 - カ. 前各項目に規定するもののほか、役員等が暴力団員又は暴力団員等に密接な関係を有していると認められる者。
- (10) 法人税（個人にあっては所得税）及び消費税（地方消費税を含む。）並びに市町村税を滞納していない者であること。
- (11) 入札参加申込書を指定した期日までに提出し、入札指定書の交付を受けた者であること。

4. 実施要領の配布

(1) 配布期間

令和6年2月9日（金）～4月5日（金）（土・日曜日及び祝休日を除く。）

上記期間内の午前8時30分から午後5時15分まで

※富士市ウェブサイトからは、時間に関係なくダウンロードできます。

(2) 配布場所

富士市役所 都市整備部 市街地整備課（市庁舎6階南側）

住所：静岡県富士市永田町1丁目100番地

電話：0545-55-2976

本物件入札に関する富士市ウェブサイト公開場所は以下のとおりです。

URL <https://www.city.fuji.shizuoka.jp/machi/c1502/rn2ola0000051olh.html>

5. 質疑の受付及び回答の公表

本物件の入札に関する質疑について、以下の期間内で受け付けます。なお、質疑については、電子メールにてご提出ください。質疑の内容及び回答については、富士市ウェブサイトに掲載します。

質疑受付期間：令和6年2月9日（金）～4月8日（月）

質疑回答公表：令和6年4月10日（水）

メールアドレス to-shigaichi@div.city.fuji.shizuoka.jp

質疑回答公表に関する富士市ウェブサイト公開場所は以下のとおりです。

URL <https://www.city.fuji.shizuoka.jp/machi/c1502/rn2ola0000051olh.html>

6. 入札参加の申込み

書類の提出は、必ず書留郵便（簡易書留も可）にて郵送してください。

(1) 受付期間

令和6年2月9日（金）～4月12日（金）まで

上記受付期間内に到着した申込書のみ受付を行います。富士市（施行者）にて受付完了後、入札申込書等提出者に対し、受け付けた旨の電話連絡を行います。

(2) 送付先【書留郵便（簡易書留も可）による郵送】

〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地

富士市役所 都市整備部 市街地整備課 インター周辺区画整理担当 宛

※封筒の外側に「入札参加申込書在中」と朱書きしてください。

(3) 申込書類

【申込者が法人の場合】

- ① 入札参加申込書（第3号様式）
- ② 商業・法人登記の履歴事項全部証明書（申込日から3か月以内のものに限る）
- ③ 代表者印の印鑑証明書（申込日から3か月以内のものに限る）
- ④ 誓約書、役員等名簿（第3号様式 別添2）
- ⑤ 納税状況を証する書類（申込日から3か月以内のものに限る。）
 - ・最近期の法人税・消費税及び地方消費税の納付済証明書
 - ・富士市内に事業所を有する事業者は富士市税に係る完納証明書
 - ・市内に本社又は支店、営業所等の事業所がない場合は、本社所在地の市町村税に係る完納証明書
- ⑥ 事業者概要書（第3号様式別添3、パンフレット等でも可）
- ⑦ 土地利用計画書（第3号様式別添4）
- ⑧ 委任状及び委任者の印鑑証明書（第3号様式別添1、代理人が入札を行う場合のみ）
- ⑨ 入札担当者の名刺等（法人代表者以外で法人社員が入札を行う場合のみ）

【申込者が個人の場合】

- ① 入札参加申込書（第3号様式）
- ② 身分証明書（成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ないものであることを証明する書類で市町村長又はその他官公署の長が発行するもの。申込日から3か月以内のものに限る。）
- ③ 住民票の写し（申込日から3か月以内のものに限る。）
 - ・世帯全員、続柄及び本籍の記載は必要ありません。
- ④ 申込者の印鑑証明書（申込日から3か月以内のものに限る。）
- ⑤ 誓約書（第3号様式 別添2）
- ⑥ 納税状況を証する書類（申込日から3か月以内のものに限る。）
 - ・直近の所得税・消費税及び地方消費税の納税証明書（未納税額がない証明）
 - ・市内在住の場合は、富士市税に係る完納証明書
 - ・市外在住の場合は、在住の市町村税に係る完納証明書
- ⑦ 土地利用計画書（第3号様式別添4）
- ⑧ 委任状及び委任者の印鑑証明書（代理人が入札を行う場合のみ）

7. 入札参加資格の審査と審査結果（入札指定書）の通知

(1) 入札参加資格の審査が完了次第、審査結果（入札指定書）を郵送します。なお、入札参加者（※）には、あわせて入札保証金の納入通知書兼領収書を郵送します。

※入札参加者とは、本実施要領においては、入札参加資格の審査の結果、入札に参加する資格を有すると認められた者をいいます（以下同じ。）

(2) 注意事項

- ・入札参加資格の審査結果に対する問い合わせ及び異議等については一切応じられません。
- ・入札参加資格(6)の審査については、富士警察署に照会を行いますのであらかじめご承知おきください。

8. 入札書受付

(1) 入札保証金の納付

入札参加者は、入札書を提出する前までに入札保証金を、富士市指定金融機関（下記及び納入通知書兼領収書に記載）にて、一括で納付してください。

ア. 入札保証金の額

入札保証金は、下記の富士市（施行者）が指定する金額（予定価格の100分の5を円未満切り上げた額）となります。

本物件の入札保証金の額は、38,100,000円です。

イ. 納付方法

「7. 入札参加資格の審査と審査結果（入札指定書）の通知」の（1）で郵送する納入通知書兼領収書を用いて、富士市指定金融機関（下記及び納入通知書兼領収書に記載）にて納付してください。その際、受け取った納入通知書兼領収書は大切に保管してください（入札書提出の際に金融機関の領収印が押された納入通知書兼領収書の写しが必要となります）。

ウ. 注意事項

A) 必ず下記の富士市指定金融機関にて納付してください。ほかの金融機関では納付できません。また、入札保証金提出書に、指定金融機関の領収印がある納入通知書兼領収書の写しがない場合、提出された入札書は無効となります。

【富士市指定金融機関】

静岡銀行、スルガ銀行、清水銀行、富士信用金庫、静岡中央銀行、
しずおか焼津信用金庫、富士宮信用金庫、富士伊豆農業協同組合、
静岡県労働金庫、イオ信用組合

B) ATM（現金自動預払機）及びインターネットによる振込は受け入れができません。

C) 入札保証金を分割して納付することはできません。

D) 入札保証金の納付後は、その取消し、又は変更することはできません。

E) 納入通知書兼領収書には、必ず入札参加物件の「街区・画地番号」を記載してください。

F) 入札保証金には、利子は付しません。

- G) 落札者以外の入札者の入札保証金は、当該入札者が「口座振替申請書」において指定した金融機関の預金口座へ振り込む方法により還付します。なお、還付は、開札後 30 日程度かかりますので、あらかじめご承知おきください。
- H) 入札保証金の納付をしたものの、入札書を提出しなかった入札参加者については、入札保証金の還付の手続きの説明を行いますので、富士市役所市街地整備課（電話：0545-55-2976）までご連絡ください。ただし、入札保証金の還付は開札終了後となります。

(2) 入札書類の提出

入札書類については、必ず書留郵便（簡易書留も可）にて郵送してください。

ア. 入札書類受付期間

令和 6 年 5 月 7 日（火）から 5 月 20 日（月）まで

上記期間内に到着した書類のみ受け付けます。富士市（施行者）にて受付完了後、入札申込書等提出者に対し、受け付けた旨の電話連絡等を行います。

イ. 送付先【書留郵便（簡易書留も可）による郵送】

〒417-8601 静岡県富士市永田町 1 丁目 100 番地

富士市役所 都市整備部 市街地整備課 インター周辺区画整理担当 宛

※封筒の外側に「保留地入札書在中」と朱書きしてください。

ウ. 提出書類

A) 入札書（第 5 号様式）

必要事項を記載し、押印された入札書 1 枚のみを入札書提出用封筒（長型 3 号の無地の封筒）に入れ封をしてください。

入札書提出用封筒の表面に「開札日、街区・画地番号」及び「保留地入札書在中」と記載するとともに、裏面に「入札者の住所、名称又は氏名」を記載してください。

入札書に記載する日付は開札日としてください。

B) 入札保証金提出書（第 5 号様式別添 1）

裏面に富士市指定金融機関の領収印がある入札保証金の納入通知書兼領収書の写しを貼付したものがが必要です。

C) 口座振替申請書（第 5 号様式別添 2）

落札者以外の入札者の入札保証金は、指定した金融機関の預金口座に還付しますので、口座振替申請書（第 5 号様式別添 2）に必要事項を記載し、押印の上で提出してください。

D) 入札指定書原本

富士市（施行者）から送付された入札指定書原本を同封してください。入札指定書は開札後、入札者へ返却します。

※送付された封筒等を開封した際、「(A) が封入された入札書提出用封筒」・「(B)」・「(C)」・「(D)」となるように梱包してください。

エ. 注意事項

- A) 入札書には、必ず入札参加物件の「街区・画地番号」を記載し、押印は申込書類として提出された印鑑証明書に登録された印を使用してください。

- B) 入札金額の欄は、取得希望価額を記載してください。記載された額が予定価格を下回っていた場合は、入札が無効となります。
- C) 代理人が入札するときは、代理資格及び記載方法について、事前に富士市（施行者）に確認してください。
- D) 提出した入札書は、これを引き換え、変更し、又は取り消すことができません。
- E) 入札参加申込書、入札書、入札書提出用封筒、入札保証金提出書及び入札保証金の納入通知書兼領収書の書面間において、街区・画地番号等の記載に齟齬がある場合は、入札が無効となる場合がありますのでご注意ください。

9. 開札及び落札者の決定

(1) 開札

日時：令和6年5月23日（木）午前10時から

会場：富士市役所 5階 第二会議室

開札当日の立会受付は午前9時30分から行います。

立会受付の際、身分確認を行いますので、身分を証するもの（社員証等）を持参ください。

なお、開札時、開札会場に立会者が不在の場合は、入札に関係のない富士市職員が代わりに立会を行います。

(2) 入札の無効

次のいずれかに該当する者の入札は無効となります。

- ① 入札に参加する資格のない者
- ② 入札保証金が所定の額に不足する者
- ③ 入札金額、入札物件の表示、記名および押印がない入札書による入札をした者
- ④ 談合その他不正な行為により入札を行ったと認められる者
- ⑤ 入札金額を訂正した場合における訂正印がない入札書による入札をした者
- ⑥ 所定の入札書を用いないで入札をした者
- ⑦ 同一物件について2通以上の入札書を提出した者
- ⑧ 自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者
- ⑨ 2人以上の代理人となって入札した者
- ⑩ 予定価格（最低売却価格）を下回る金額の入札をした者
- ⑪ 入札書に入札者の住所若しくは氏名の記入又は押印がない者
- ⑫ 入札書の代理人により入札する場合、入札書に代理人の住所若しくは氏名の記入又は押印のない者
- ⑬ 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反した者

(3) 落札者の決定方法

落札者は、次の方法により決定します。

- ア. 有効な入札を行った者のうち、最高金額の入札者を落札者と決定します。
- イ. 落札となるべき金額の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者でくじ引きにより決定します。この場合、当該入札者はくじ引きを辞退できません。
- ウ. くじ引きは、最初にくじ引きの引く順番を決めるくじ引きを行い、その後、落札者を決定するくじ引きを行う方法とします。

- エ. 当該入札者が開札会場に不在の場合は、入札に関係のない富士市職員が当該入札者に代わりくじを引きます。この場合、異議の申し立てはできません。
- オ. 入札の公平性・透明性確保のため、落札の結果は富士市ウェブサイトにて公表します。公表内容は、開札の執行日時及び場所、入札物件の所在・地目・地積、有効な入札者数、落札者の名称及び所在地（個人の場合は非公表）、落札金額です。

10. 保留地売却決定の通知

開札後、確定した落札者については、富士市（施行者）から保留地売却決定通知書を郵送します。併せて、契約保証金の納入通知書兼領収書及び保留地売買契約書（2通）を郵送します。

11. 契約保証金の納付

(1) 契約保証金の額

売買代金の100分の10以上（円未満切上げ）の契約保証金を納付していただきますが、入札保証金を契約保証金の一部に充当できるため、契約保証金と入札保証金との差額を納付していただくことになります。実際の納付額等については、落札額決定後に通知します。

(2) 契約保証金の納付方法

売買契約の締結日までに、富士市（施行者）から発送された納入通知書兼領収書により、下記の富士市指定金融機関にて納付してください。

【富士市指定金融機関】

静岡銀行、スルガ銀行、清水銀行、富士信用金庫、静岡中央銀行、しずおか焼津信用金庫、富士宮信用金庫、富士伊豆農業協同組合、静岡県労働金庫、イオ信用組合

(3) 注意事項

- ア. 必ず富士市指定金融機関にて納付してください。他金融機関では納付できません。
- イ. 納付した際、市指定金融機関の領収印のある納入通知書兼領収書をお受け取りください。売買契約を締結する際に提示を求めます。
- ウ. 買受人が連名の場合、代表者が一括して納付してください。
- エ. 契約保証金を分割して納付することはできません。

12. 売買契約の締結等

落札者は、富士市（施行者）から保留地売却決定通知書を受けた10日以内（施行者が特別な理由があると認めたときは、別に定める期間内）に、契約保証金を納付し、売買契約を締結します。なお、期日までに契約を締結しないとき又は契約を締結する見込みがないと認められるときは、落札者と契約を締結しないことがあります。この場合、入札保証金及び契約保証金は富士市（施行者）に帰属することとなります。

売買契約書については、落札者決定後、条項等を整理・確認の上、調製した保留地売買契約書にて契約を締結します。なお、契約の締結は、富士市役所都市整備部市街地整備課にて行います。

- (1) 契約締結のときに以下のものをご持参ください。
- ア. 保留地売却決定通知書
 - イ. 契約保証金の納入通知書兼領収書（市指定金融機関の領収印があるもの）
 - ウ. 保留地売買契約書 2通
- 保留地売却決定通知書と併せて富士市（施行者）から送付する保留地売買契約書2通に実印で押印及び割印を行い持参して下さい。また、そのうちの1通（市保管分）には、適正な収入印紙を貼付し、実印で割印を行ってきてください。
- (2) 富士市（施行者）にて、契約保証金の納付を確認後、保留地売買契約書2通に市長印を押印及び割印し、収入印紙を貼付していない方の契約書1通を買受人に返却します。

13. 売買代金の残金の納付

売買代金と契約保証金の差額（以下「売買代金の残金」という。）については、売買契約を締結した日の翌日から起算して20日以内（施行者が特別な理由があると認めるときは、別に定める期間内）に、富士市（施行者）から送付する納入通知書兼領収書に富士市指定金融機関で納付していただきます。

※買受人が連名の場合、代表者が一括して納付してください。

※契約保証金は、売買代金の残金の納付が確認された後に売買代金の一部に充当されます。

14. 土地の引渡し等

- (1) 本物件の引渡しは、富士市（施行者）が売買代金の完納を確認後に遅滞なく行います
- ア. 本物件の引渡し時期は、令和6年7月上旬を予定していますが、買受人の売買代金の完納時期等により、引渡し時期が延期となる可能性があります。
 - イ. 本物件の引渡し時期が、延期又は延期が見込まれる場合は、富士市（施行者）は直ちに、その旨を買受人に書面で通知するものとします。
 - ウ. いかなる理由においても、本物件の引渡しが遅延された場合に伴う買受人の借入資金等の金利負担、期待利益の損失その他の損害について、富士市（施行者）はその責めを一切負わないものとします。
- (3) 本物件の所有権移転登記は、法第107条第2項の規定による換地処分に伴う登記（表示登記、所有権保存登記）が完了した後、富士市（施行者）で行います。
- なお、所有権移転登記に要する費用（登録免許税等）は買受人の負担となります。
- (4) 注意事項
- ア. 本物件は、現状有姿の引渡しとし、本実施要領と現況が相違している場合は、現況を優先し、売買契約後も現況のまま引き渡します。
 - イ. 本物件の地積（図上計測面積）と、換地処分に当たって将来行われる確定測量等に基づく実測面積及び換地処分後の登記面積に差異が生じた場合、売買代金の精算を行います。この際の精算単価は売買代金から契約地積を除いたものとします。また、換地処分により土地の形状又は面積の変更が生じた場合においても同様とします。

15. その他留意事項

(1) 住居の表示について

住居の表示については、法第 107 条第 2 項の規定による換地処分までの間、本物件の底地番と街区・画地番号を併記して使用していただきます。お使いいただく底地番等住居の表示については、富士市役所市街地整備課（電話：0545-55-2976）にご確認ください。

(2) 公租公課の負担について

保留地の保有に対して賦課される公租公課（固定資産税、都市計画税等）は、保留地の引渡し後、買受人の負担となります。

固定資産税は、毎年 1 月 1 日現在に土地や家屋を所有している方（都市計画税は市街化区域内等に土地や家屋を所有している方）が富士市に納める税金です。

詳細については、富士市財政部資産税課（電話：0545-55-2743（土地担当）／0545-55-2744（家屋担当））にお問い合わせください。

(3) 主な費用負担について

保留地の取得に際し、買受人が負担する主な費用は以下のとおりです。

ア. 印紙税（国税）

不動産の売買契約をする方が、契約書に収入印紙を貼付することによる納める税金です。税額は次のとおりです（令和 6 年 3 月 31 日までの印紙税軽減措置による）。

契約金額	軽減後の税率
5 億円超 10 億円以下	16 万円

イ. 不動産取得税（県税）

有償・無償又は登記の有無を問わず、不動産（土地・家屋）を取得した場合に一度だけ静岡県に納める税金です。詳細については、静岡県富士財務事務所にお問い合わせください。

静岡県富士総合庁舎 富士財務事務所 課税課

住所：富士市本市場 441 番地の 1 電話：0545-65-2129

ウ. 登録免許税（国税）

土地や建物の所有権を登記する方が、登記する際に納める税金です。税額は、原則として取得した土地の価格（固定資産税評価額）に税率を乗じた額です。なお、買受人に対する保留地の所有権移転登記は、法第 107 条第 2 項の規定による換地処分後となります。換地処分は令和 8 年 3 月を予定しています。

II 契約関係

1. 売買契約に付す主な特約

(1) 違約金

富士市（施行者）が定めた納付期限までに買受人が売買代金を納付しないときは、納期期限の翌日から未納の金額に年利率 10 パーセントの利率により計算した違約金を徴収します。

(2) 契約解除

買受人が契約の解除を申し出たとき又は契約条項に違反したときは、売買契約を解除します。

ア. 契約保証金の帰属

富士市（施行者）が特別の理由があると認めたとき以外は、契約保証金は返還しません。なお、契約の解除及び契約保証金の没収については、その旨を保留地売買契約解除通知書（第 7 号様式）により買受人に通知するものとします。

イ. 損害賠償

買受人は契約を解除したため、富士市（施行者）に損害を与えたときは、算定する損害額を賠償金として富士市（施行者）に支払わなければなりません。また、買受人が当該賠償金を支払わないときは、既納の売買代金を賠償金に充当します。

ウ. 原状回復

買受人は、契約を解除したときは、富士市（施行者）の指定する期限内に、自己の負担で本物件を原状に回復して富士市（施行者）に引き渡さなければなりません。この場合、富士市（施行者）は、買受人の損害について責任を負わないものとします。

また、この場合において、買受人が本物件を原状に復さないときは、富士市（施行者）が変わって原状に復するものとし、その費用は買受人が負担するものとします。

(3) 権利移転等の申告又は届出

買受人が保留地を取得後、法第 107 条第 2 項の規定による換地処分に伴う登記が完了し、所有権移転登記が行われるまでに、第三者への譲渡、貸付及び抵当権その他担保物件の設定等を行った場合は、法第 85 条第 1 項又は第 3 項及び土地区画整理法施行規則（以下「施行規則」という。）第 23 条の規定により、必要書類を速やかに富士市（施行者）に申告又は届出をしなければなりません。

(4) 契約不適合責任

買受人は富士市（施行者）に対し、民法第 562 条第 1 項本文、同法第 565 条、及び、商法第 526 条の定めにかかわらず、本物件の種類又は品質（建物基礎、杭、産業廃棄物、地中障害物、土壌汚染、油汚染を含む。）に関して、契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできません。

(5) 隣地所有者との協議

買受人は隣地所有者との境界の構造物について、隣地所有者の負担とならないものとなるよう協議が必要となります。

Ⅲ 留意事項

1. 関係法令等の遵守

- (1) 関係法令及び地区計画等を遵守してください。なお、地区計画については、別紙「第二東名 IC 周辺地区計画」をご確認の上、詳細については、富士市役所建築土地対策課（電話：0545-55-2791）までお問い合わせください。
- (2) 建築物等の建設・整備及び事業の実施に係る関係法令、条例、地区計画等の適用については、入札参加申込者及び買受人自らの責任で確認し、関係機関と協議し、遵守してください。

2. 建設工事等

- (1) 建築確認申請前に、法第 76 条の規定による建築行為等の申請・許可が必要となります。詳細については、富士市役所市街地整備課（電話：0545-55-2976）までお問い合わせください。
- (2) 建設工事等に伴う騒音、振動、ほこり等の周辺への配慮については、買受人の責任において対策を講じてください。
- (3) 買受人が取得し保留地の利用及び工事等に関して、買受人と第三者の間で紛争が生じた場合には、買受人の責任においてこれを解決してください。

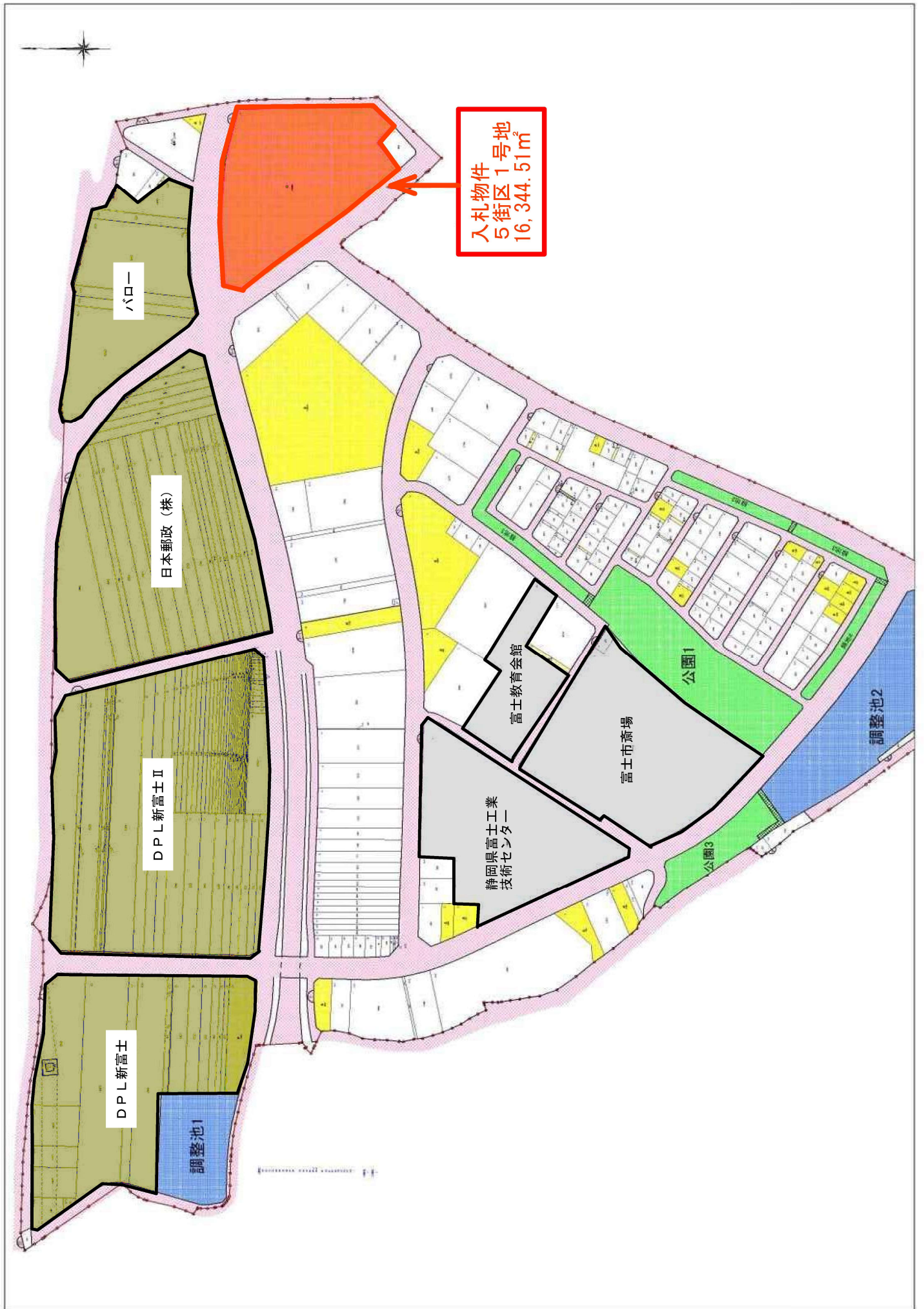
3. 個人情報

入札参加のために提出された書類等に記載された個人情報は、本件入札の事務のみに使用し、その他の目的には一切使用しません。ただし、入札参加資格の確認のため、富士警察署に情報提供を行います。

4. その他

- (1) 土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。）に基づき、土地の掘削その他の土地の形質の変更であって、その対象となる土地の面積が環境省令で定める規模以上のものをしようとする者は、富士市長に届出する必要があります。
なお、施行者が行った造成工事に際し、実施した土質調査データ（2 箇所、2 検体）の提供は可能ですが、買受人が実施する土壤汚染状況調査やその他買受人が任意に実施する調査に要する費用は、買受人の負担になります。
また、土地の掘削その他の土地の形質の変更であって、その対象となる土地の面積が環境省令で定める規模の範囲内であっても、法 76 条の規定による建築行為等の申請・許可が必要となります。
- (2) 本実施要領について、訂正等があった場合は、富士市ウェブサイトにて随時お知らせします。

入札物件位置図



物 件 調 書

街区・画地番号	5 街区 1 号地	予定価格（最低売却価格）	762,000,000円	
事業名		土地の場所		地目
岳南広域都市計画事業 第二東名 I C 周辺地区土地区画整理事業		富士市大淵2672番地の1付近		宅地
				地積
				16,344.51㎡
法令等に基づく制限	用途地域	準工業地域	地区計画	第二東名 I C 周辺地区計画
	建ぺい率	60%	建ぺい率 角地緩和	10%加算（計70%）
	容積率	200%		
	その他			
処理供給施設の状況	種類	利用可能な施設	供給・放流の可否	連絡先
	電気	東京電力グループ	可	東京電力エナジーパートナー(株) 沼津カスタマーセンター TEL 0120-995-902
	電話	NTT西日本	可	西日本電信電話(株) TEL 0120-116-116
	上水道	市水	可	富士市 上下水道営業課 TEL 0545-67-2829
	雨水	市調整池	可	富士市 河川課 TEL 0545-55-2835
	下水道	公共下水	不可	
	汚水	浄化槽	可	買受人で対応
	ガス	都市ガス	不可	
	プロパン	可	買受人で対応	
接道状況	位置	状況		
	北側	都市計画道路 富士インター線 幅員25m		
	南側	市道 中野東三ツ倉14号線 幅員17m		
	東側	区画道路 6M-10号線 幅員6m		
公共施設等物件からの時間	公共施設名	時間	公共施設名	時間
	新富士 I C (新東名高速道路)	車で約 5分	富士 I C (東名高速道路)	車で約 10分
	富士駅 (JR)	車で約 20分	富士山静岡空港	車で約 1時間
特記事項	引き渡しは令和6年7月上旬を予定しております。			

物 件 調 書

その他 特記事項	(1) 造成方法について
	北側（富士インター線）から南側（中野東三ツ倉14号線）に向けて平均4%の表面排水勾配をつけた造成。外周部は基本土羽法面仕上げとなる。
	ただし、北側（富士インター線）は既存L型擁壁の利用となり、この擁壁を改変する際には工作物の確認が必要となる場合がある。
	なお、敷地造成に伴い発生する工作物確認および撤去、補修等の一切の費用は、買受人負担となる。また、購入後の土地利用には、
	「富士市土地利用事業の適正化に関する指導要綱」に基づく申請が必要となるので、富士市役所都市整備部建築土地対策課と相談すること。
	(2) 隣接地（5街区2号地）の造成方法について
	南側（中野東三ツ倉14号線沿い）の隣接地は、換地権利者の希望により保留地と異なる勾配で当該地（5街区1号地）と一体造成となっている。
	隣接地と当該地が土地利用までに同一所有者とならない場合は、買受人が、隣接地権利者と協議を行い、当該地と区画形質を分ける工事を実施すること。
	その際には、土砂や雨水の流出防止対策をすること。
	(3) 東側（6M-10号線）について
	敷地より道路が高い箇所がある。本事業において、法面にて道路保護を行っているが、この法面を変更する場合は道路崩壊対策が保留地内で必要となる。
	(4) 仮排水及び沈砂池等について
	5街区の外周や法上には雨水受けの仮設排水路を設置済み。
	形態は、素掘排水路（主に切土部）、コルゲート排水路900×800（盛土部法上）、ポリエチレン管φ300、φ600（暫定乗入箇所）、塩ビ管φ400（最終放流管）である。沈砂池、仮設集水柵は土砂流出抑制が目的であり、雨水排水調整機能はなく、仮設構造物のため、買受人の土地利用にあわせた整備が必要となる。
	土地利用の際に撤去する費用は、買受人の負担となる。

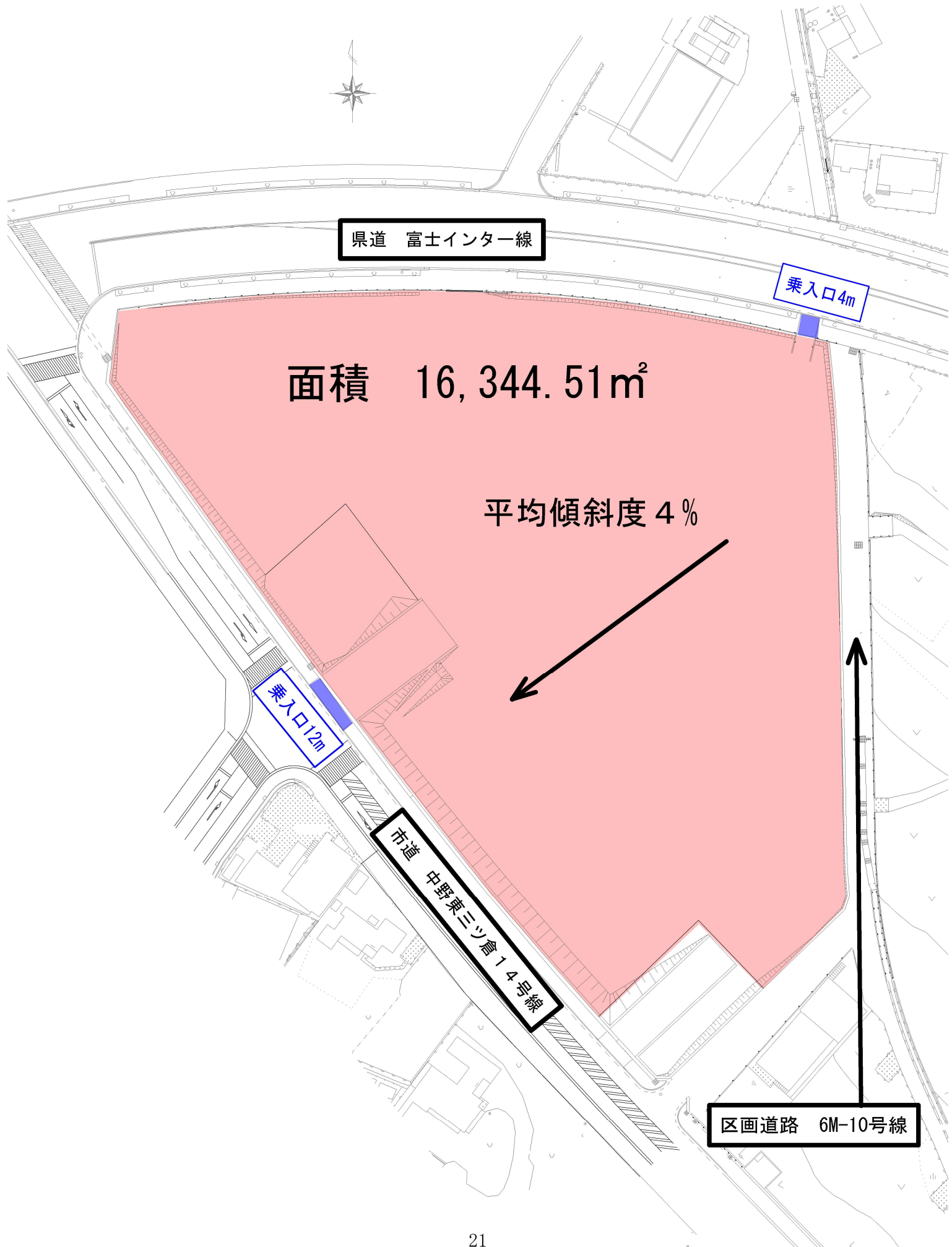
物 件 調 書

その他 特記事項	(5) 敷地乗入について
	・北面（県道 富士インター線）乗入口 幅員 4 m
	・南面（市道 中野東三ツ倉 14 号線）乗入口 幅員 12 m
	これを利用する際には、買受人による土地利用計画に基づいて各道路管理者と協議すること。なお、乗入箇所変更に伴う一切の費用等は買受人負担となる。
	(6) 上下水道について
	上水道の給水管は未設置であるが、前面道路には取付可能な配水本管の埋設あり。
	上水道施設、下水道関連の浄化槽は買受人の負担となる。
	(7) 地中障害物について
	造成工事の切土部で発生した地中障害物は可能な限り除去済。また、土砂
	については土地区画整理事業で発生した良質土を使用し、盛土済。
	実施要領 II 契約関係 1 (4) にもあるように、施行者は一切の
	契約不適合責任を負わない。なお、地中障害物は人工物、自然物問わず、
	買受人の土地利用に障害となる地中より発生する全てのものを指す。
	(8) 土砂処分について
	買受人の土地利用で発生する不用残土の処分は買受人負担となる。
	(9) 地耐力及び土壌汚染対策
	地耐力の測定はしていないが、盛土材料の最大乾燥密度を把握し、
	盛土 1000 m ³ につき 1 回の割合で最大乾燥密度 90% 以上（道路路体相当）
	を確認済み。また、静岡県知事（権限移譲富士市長）より、土地区画整理事業
	における土壌汚染対策法第 4 条第 2 項に基づく調査結果報告は不要と
通知を受けているが、造成工事で実施した土壌汚染調査（特定有害	
物質第 2 種（重金属等））2 回の結果は提供可能。	

物 件 調 書

その他 特記事項	(10) 占有物件について
	本物件内に存する電柱等の占有物有。土地利用に際して、買受対応とすること。
	(11) 法面の構造及び改変について
	区画外周部施工済の法面及び構造物は、現状一部隣地側に施工されています。
	このため、購入保留地単独での利用となる場合は、隣接する区画を保護する
	構造にすることが必要となります。
条件等	次の条件を入札参加資格として付しています。
	入札実施要領に従うこと。

造成設計平面図（5街区1号地）



書 類 樣 式 等

第3号様式（第11条関係）

入札参加申込書

令和 年 月 日

（あて先）

富士市長 小長井 義正

〔 岳南広域都市計画事業第二東名IC周辺地区土地区画整理事業
 施行者 富士市 代表者 富士市長 小長井 義正 〕

申 込 者

住 所

（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）

氏 名

㊞

（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

令和6年5月23日執行の岳南広域都市計画事業第二東名IC周辺地区土地区画整理事業に係る保留地の入札に参加したいので、次のとおり申し込みます。

街区番号	5街区		
画地番号	1号地		
地積	16,344.51 平方メートル		
利用目的			
※受付年月日	※ 入札番号	※ 入札結果	※ 備 考

（注）※印欄は記入しないでください。

（添付書類）※1及び2は個人のみ、3は法人のみ、4は個人・法人ともに添付。

- 1 身分証明書（成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ない者でないことを証明する書類で市町村長又はその他官公署の長が発行するもの）
- 2 住民票抄本
- 3 商業登記簿の登記事項証明書
- 4 誓約書

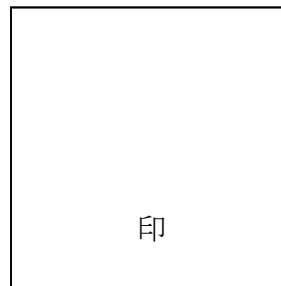
(第3号様式別添1)

委任状

私は、(氏名) を代理人と定め、令和6年5月23日執行の下記一般競争入札に関する一切の(次に掲げる)権限を委任します。

なお、代理人が使用する印は次のとおりです。

(委任事項)



記

入札物件【第二東名IC周辺地区 一般保留地】

事業名	街区番号	画地番号	地積
岳南広域都市計画事業 第二東名IC周辺地区 土地区画整理事業	5街区	1号地	16,344.51 m ²

令和 年 月 日

(あて先)

富士市長 小長井 義正

〔 岳南広域都市計画事業 第二東名IC周辺地区土地区画整理事業
 施行者 富士市 代表者 富士市長 〕

申込者 住 所

(法人にあつては、その主たる事務所の所在地)

氏 名

Ⓜ

(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

※ 入札参加申込者(委任者)が使用する印は、印鑑(登録)証明書と同じ印としてください。代理人の印は認め印で差し支えありません。

※ 入札者が法人で、その社員が入札書等の提出を行う場合等は、代理人をたてる必要はありません。

誓 約 書

- 私
- 当社又は当団体

は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、別紙役員等名簿により提出する当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 契約等の相手方として不適当なものとして次に掲げるもの
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員等（暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）
 - (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているもの
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に有利な取扱いをする等直接的かつ積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有しているもの
 - (6) 役員等が、その相手方が(1)から(5)のいずれかに該当するものであることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結しているもの
- 2 契約の相手方として不適当な行為をするものとして次に掲げるもの
 - (1) 暴力的な要求行為を行うもの
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行うもの
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行うもの
 - (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行うもの
 - (5) その他前各号に準ずる行為を行うもの

富士市 小長井 義正 様

〔 岳南広域都市計画事業第二東名 IC 周辺地区土地区画整理事業
施行者 富士市 代表者 富士市長 小長井 義正 〕

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

氏名（代表者）

㊞

(表)

別添 「役員等名簿」 (※誓約書添付資料)

役員等名簿

所在地 _____

会社名 _____

作成担当者 _____

連絡先 _____

No	役職	氏名 カナ	氏名 漢字	生年月日(大正 T、昭和 S、平成 H)	性別(男女)
例	(記入例) 代表取締役	フジ 一郎	富士 一郎	S35. 8. 16	男
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

- 1 本様式に記載の個人情報を貴職が警察に照会することに異議ありません。
- 2 虚偽の記載等を行った場合には、競争入札参加資格の取消し並びに契約の解除等がなされても異存ありません。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

氏名 (代表者)

㊞

(裏)

記 入 要 領

- 1 記入例の下に、役員等（法人にあつては役員及び業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、個人にあつてはその者及び支配人をいう。）の役職名、氏名（カナ(かたかな)）、氏名（漢字）、生年月日、性別を記載してください。
- 2 提出にあつては、氏名、生年月日等の個人情報がある目的のために提出又は利用されることについて、必ず当該名簿に記載されている全員の同意を取ってください。
- 3 役員等名簿は、役員等が誓約書中の1及び2に該当する者であるか否かを確認するために利用し、それ以外の目的のために提供又は利用するものではありません。
- 4 役員等名簿には、申請人が記名押印をしてください。
- 5 役員等名簿には、申請人の印鑑に関する証明書（住所地の市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあつては、市長又は区長とする。）又は登記官が作成するものに限る。）を添付してください。

(第3号様式別添3)

事業者概要書

1 法人等の概要

入札物件	岳南広域都市計画事業 第二東名 I C 周辺地区 土地区画整理事業	街区・ 画地番号	5 街区 1 号地
会社名等			
事業の種類 (業種)			
本店所在地			
代 表 者			
払込資本金	円	設 立 年月日	年 月 日
株式上場の有無	有 ・ 無 (上場市場)		
主たる業務			
主な事業実績	(入札物件に係る業務について)		

注 一般に配布している会社説明(紹介)パンフレット等があれば、添付してください。

(第3号様式別添4)

土地利用計画書

入札物件	岳南広域都市計画事業 第二東名IC周辺地区 土地区画整理事業	街区・ 画地番号	5街区 1号地
用途又は目的			
計画事業内容			
概ね3年以内 の事業化予定	あり・なし	一括での 土地利用計画	あり・なし
建設工事関連 市内予定業者	あり・なし	市内在住者 新規雇用予定	あり・なし

注 関係法令、条例等の適用については、申込者及び買受人自らの責任で確認し、関係機関と協議し、遵守するものとします。

なお、この計画書の受付によって、土地利用計画が承認されたものではありませんので、予めご承知おきください。

不明な点がある場合、追加で聞き取りを行う場合があります。

第5号様式（第14条関係）

入 札 書

令和 年 月 日

（あて先）

富士市長 小長井 義正

〔 岳南広域都市計画事業第二東名 I C周辺地区土地区画整理事業
 〔 施行者 富士市 代表者 富士市長 〕

申 込 者

住 所

（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）

氏 名

㊟

（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

「大規模保留地一般競争入札実施要領」に記載された内容を承諾の上、次のとおり入札します。

事 業 名	岳南広域都市計画事業第二東名 I C周辺地区土地区画整理事業									
街 区 番 号	5 街 区									
画 地 番 号	1 号 地									
地 積	16,344.51 平方メートル									
入 札 金 額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

注1 印は印鑑（登録）証明書の印を使用してください。

注2 金額の数字は算用数字を用い、頭に「¥」の記号を記入してください。

注3 提出の際は、入札書を入札書提出用封筒（長型3号の無地の封筒）に封入し、封筒の表面に「街区・画地番号」及び「保留地入札書在中」と記載するとともに、裏面に「入札者の住所、名称又は氏名」を記載してください。

(第5号様式別添1)

入札保証金提出書

令和 年 月 日

(あて先)

富士市長 小長井 義正

〔 岳南広域都市計画事業第二東名 I C 周辺地区土地区画整理事業
 施行者 富士市 代表者 富士市長 〕

申 込 者

住 所

(法人にあつては、その主たる事務所の所在地)

氏 名

㊟

(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

岳南広域都市計画事業第二東名 I C 周辺地区土地区画整理事業に係る保留地 5 街区 1 号地の一般競争入札に参加したく、入札保証金として次の金額を納付しました。

なお、落札とならなかったとき、その他還付事由が生じた場合は、納付した入札保証金を別紙口座振替申請書に記載した口座に振り込んでください。

【入札保証金額 (納付金額)】

拾 億	億	千 万	百 万	拾 万	万	千	百	拾	円
	¥	3	8	1	0	0	0	0	0

※必ず施行者が指定する入札参加物件の入札保証金 (予定価格の 5 / 100 を千円未満切り上げた額) を記載してください。

注1 印は印鑑 (登録) 証明書の印を使用してください。

注2 金額の数字は算用数字を用い、頭に「¥」の記号を記入してください。

注3 必ず富士市指定金融機関で入札保証金を納付し、その際に受け取った「納入通知書兼領収書」の写し (領収印押印のもの) を裏面の貼付欄に貼付してください。

入札保証金提出書

岳南広域都市計画事業第二東名 I C 周辺地区土地区画整理事業
5 街区 1 号地（保留地）
納入通知書兼領収書（写し）貼付欄

※ 富士市から発行された納入通知書兼領収書の写し（領収印があるもの）を貼付してください。

口座振替(登録)申請書

(あて先) 富士市会計管理者
富士市水道事業企業出納員

※太枠内を記入してください。

		申請日	令和	年	月	日
申請者	郵便番号	—	電話番号	()		
	住所					
	フリガナ					
	法人名 (団体名) 又は屋号					
	フリガナ					
	代表者名 又は 氏名					

[申請印について]
申請印は契約書・請求書に使用する印として下さい。(銀行印ではありません)

[法人の方へ]
住所・法人名・代表者名を記載し社印及び代表者印を押印して下さい。

[個人の方へ]
住所・氏名を記載して下さい。氏名を自書しない場合は、記名押印して下さい。

(氏名を自書しない場合は、記名押印すること。)

支払金を、下記口座へ振替されたく申請します。

コード	金融機関 コード		支店	
振替先 金融機関	(該当するものを○で囲んでください) 銀行 農協 信金 労金 信組 その他			支店 (出張所)
預金の種別 及び 口座番号	(該当するものを○で囲んでください) 普通 種別 当座 別段		口座番号	
フリガナ				
口座名義				

[口座について]
申請者以外の口座を申請する場合は、別途委任状が必要となります。

口座登録される方へ

[変更申請]
届出口座等に変更がある時は「口座振替事項等変更申請書」により変更申請をお願いいたします。

◇富士市処理欄

◇担当課処理欄

所属名

債権者コード (新規の場合も登録後必ず記入下さい)

○

入力確認

担当者名

◇会計室処理欄

新規

契約検査課登録

○

備考

処 理

【連絡及び問合せ先】

富士市 都市整備部 市街地整備課

〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地

Tel : 0545-55-2976

受付時間 8時30分～17時15分

(日曜日、土曜日、祝休日及び正午～午後1時までを除く)

Fax : 0545-51-0475

E-mail : to-shigaichi@div.city.fuji.shizuoka.jp